

アリストテレス『形而上学』Z卷第十三章における 「普遍」の問題

岩田, 圭一
九州大学大学院人文科学研究院哲学部門 : 准教授 : 哲学

<https://doi.org/10.15017/13916>

出版情報 : 哲學年報. 68, pp.35-72, 2009-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

アリストテレス『形而上学』 卷第十三章における 「普遍」の問題

岩 田 圭 一

一 問題の所在

アリストテレスは『形而上学』 卷に始まる実体論において、個別の実体を第一の実体（*πρῶτη οὐσία*）とみなす『カテゴリー論』とは異なり、個別の実体の形相（*εἶδος*）が第一の実体。この場合は「第一の実体」と表記することにした。であると主張している（Z7, 1032b1 - 2, Z11, 1037a5, 28⁽²⁾）。その実体論においてアリストテレスは、実体以外のカテゴリーに属するものを考察の外に置いた上で、個別の実体に焦点を当て、個別の実体の。実体。個別の実体が存在することの真の原因。が何であるかを探究し、この探究の過程において、形相が。実体。であることを明らかにしていく⁽³⁾。しかしそのようなものとして見出される形相がどのようなものであるかについては、解釈上の大きな問題がある。それは、個別の実体の形相は当の個別の実体に固有のものであるかどうか、あるいはその意味で個別的なものであるかどうか、という問題である。

生成論を土台とする質料形相論の観点からすれば、形相は、或る特定の質料が或る特定の種のもを構成していることこの原理であり、それは種の否によって呼ばれる（cf. Z8, 1033a27 - 29, Z10, 1035b1 - 3）。例えば一定の木材と石材

を質料とする一つの家についてその形相を明示するとすれば、それは「家」形相であることを明示するために「家」と表すことにしたいのである。異なるいくつかの家があるとした場合、それらが異なるのは質料においてであって、形相においてではない(cf. Z8, 1034a7 - 8)。なぜならそれらはいずれも、共通の家という普遍的な形相をもっているからである。またこのような原理としての形相は定義の対象であり(Z10, 1035a28 - 29, cf. Z11, 1037a27 - 28)⁽⁴⁾、その意味でも普遍的なものである(cf. Z15, 1039b27 - 29, 1040a1 - 2)。質料形相論の観点に立ったこうした見解は一般に、巻全体の見解とみなされており、それゆえ、形相が普遍的であることは、巻全体の見解とみなされる。この「形相」理解は、巻第七、九章における生成論、第十、十一章における定義論を経て確固たるものとなっていくのであるが、第十三章に至って、その「形相」理解を覆すような主張が出てくる。その主張とは、いかなる普遍(*to kath'ou*)も *ousia* (実体ある) は 実体) ではないこと(5) である。

この主張の意味は、「普遍」*ousia* とをどう解するかによつて変わってくるが、ここでは *ousia* について注意をおきたい。*ousia* が個別的実体を意味しているのなら、その主張は、いかなる普遍も個別的実体ではないという主張であることになり、この場合、「普遍」が何を指すにせよ、とくに問題は生じないように思われる。しかしその主張が行われる文脈を考えると、*ousia* が個別的実体を意味しているとは考えにくい。というのもアリストテレスはその主張を行う際に、巻第三章で提示した「それぞれのものの 実体 (*ousia* ... *ekástou* 」(Z3, 1028b35) の探究を前提としているからである。⁽⁶⁾ この前提を考慮するなら、その主張は、実体と考えられる候補の一つである「普遍」が不適合であることを語るものと言つことができらう。つまり問題の主張は、いかなる普遍も 実体 ではないという主張であると考えられるのである。しかしこのように解すると、その主張は、巻全体の見解を覆す意味をもつことになる。というのも、巻全体の見解によれば普遍的な形相が「それぞれのものの 実体」であるのだが、問題の主張によれば、いかなる普遍も もちろん普遍的な形相も 実体 ではないことになるからである。⁽⁷⁾

そこで解釈者たちの多くは、いかなる普遍も 実体 ではないという主張が、普遍的な形相にはあてはまらないことを示そうと試みることになった。⁽⁸⁾ しかし反対に、その主張を文字通りに受け取り、普遍的な形相を含めていかなる普遍も 実体 ではなく、個別的な形相こそが 実体 であると解する者も多⁽⁹⁾くいる。この個別形相論者たちが拠る所とするテキストの一つが、卷第十三章、とくに1038b・15のテキストである。この箇所では、後で取り上げるように、個別の実体の 実体 すなわち形相は当の個別の実体に固有のものである(113. 1038b10)ということが主張されている。個別形相論者はこの主張こそが、巻におけるアリストテレスの見解であると考えてるのである。このような個別形相論を認めたくない場合、卷第十三章の内容は、巻全体の見解とは一線を画するものだとする可能性も考えられるだろう。実際、巻には、普遍的な形相を 実体 とみなす、巻全体の見解とは異なる視点の議論が含まれている。それは、卷第四 六章における本質論である。この本質論には、巻全体の見解が前提している質料形相論の観点が入っていない。そして個別の実体はその本質と同一であるという独特の主張が行われている。巻全体の見解によれば、個別の実体は質料と形相からなる結合体であり、個別の実体の本質は形相にほかならない。巻全体の見解からすれば、卷第四 六章における個別の実体とその本質との同一性は奇妙としか言いようがないものであるが、巻における 実体 探究の一つの通過点となる議論として、そしてその意味で、巻全体の見解とは一線を画するものとして、卷第四 六章の意義を認めることはできる。⁽¹⁰⁾ これと同じ仕方では、卷第十三章も、巻全体の見解から一線を画するものであるとしてみれば、巻全体の見解と矛盾する主張が行われても差し支えないことになるだろう。しかし、卷第十三章の最初の数行を見ればわかるように、この章には質料形相論の観点が見られるので、その章における固有性の主張を、卷第四 六章における同一性の主張と同じように扱うことはできない。個別形相論者が、卷第十三章における固有性の主張に基づき、個別的な形相にのみ 実体 性を認めようとするのも、無理な話ではないのである。

本稿では、まず 卷第十三章における最初の数行を取り上げ、その章の前提として質料形相論があるということ、そして 卷第十三章における主張と 卷全体の見解とが矛盾するということを確認する(第二節)。そして次に、卷第十三章のテクストのうちでも解釈上とくに議論的的となっている1038a・15を取り上げ、固有性の議論と言われているものを正確に理解することにした(第三節)。その上で、個別的な形相と普遍的な形相について考察し、卷第十三章における主張と 卷全体の見解との矛盾を解消することを目指す(第四節)⁽¹⁾。そしてさらに、固有性の議論による普遍的 実体 性の否定にもかかわらず或る種の普遍すなわち類が 実体 であることを示そうとする反論 があることを確認し、その内容を把握する(第五節)。そして最後に、その反論に対してアリストテレスがどう再反論しているかを見て、普遍的 実体 性を否定する主張が確固たるものであることを確認することにした(第六節)。

二 卷第十三章の前提

卷第十三章冒頭の数行は、この章が 卷における 実体 探究の部分をなすものであることを示している。卷第四 六章も 実体 探究の部分をなすが、前節でも触れたように、質料形相論の観点が入っていないことから、卷第四 六章の内容は 卷全体の見解であるとは言いがたい。これに対して 卷第十三章冒頭の数行は、その章が質料形相論を前提にしていることをはっきりと示している。もし質料形相論が前提になっていなければ、卷第十三章も 卷第四 六章と同様に特殊な文脈とみなすことができ、個別の実体の 実体 が個別の実体に固有であるという主張を個別形相論の主張と解することを避けることができたろう。ともかく 卷第十三章冒頭の数行を見ることがから始めよう。

この探究は 実体 (οὐσία) に関するものであるから、われわれは再び「実体の探究に」戻ろう。基体 (τὸ ὑποκείμενον) と本質 (τὸ τί ἦν εἶναι) とこれらからなるもの〔結合体〕が 実体「あるいは実体」であると言われるが、この「普遍 (τὸ καθόλου) も〔その言われる〕。ところで、それら二つについては〔すでに〕述べられた〔すなわち、本質と基体については〕すでに述べられたが、基体については〔二通りの仕方で基にある (δύοις ὑπόκειται) と二つ二つ、すなわち、或る一れ (τόδε τι) であるという仕方、ちょうど〔特定の〕動物 (τὸ ζῷον) がその諸属性の (τοῖς πάθεσιν) 〔基にある〕ような仕方、か、あるいは、〔特定の〕質料 (ἡ ὕλη) がその現実態の (τῇ ἐντελεχείᾳ) 〔基にある〕ような仕方で〔基にあるという〕ことが、すでに述べられた)。(Z 13, 1038b1 - 6) (〔 〕は筆者による挿入))

この箇所は、 卷第十三章の内容が、 卷第三章において本格的に開始された 実体 探究の部分をなしていることを明確に示している。アリストテレスは 卷第三章において 実体 の四つの候補、すなわち、「基体」、「本質」、「類」、「普遍」を挙げて (Z3, 1028b34 - 36)、その章で「基体」について論じている。そしてまず 卷第四 六章において、質料形相論の観点に立たない形で「本質」について論じ、その後、 卷第七 九章として挿入された生成論を経て、 卷第十 十一章において質料形相論の観点に立つて定義の問題を論じるという仕方であらためて「本質」について論じている。続く 卷第十二章では、形相としての本質が類と種差によって定義される、その定義について論じている。右の引用で「本質」と「基体」についてはすでに述べられたと言われているが、これは、 卷第十三章より前の章で行われたそうした論述を念頭に置いた発言と考えられる。

右の引用が質料形相論の観点に立つ 卷全体の見解を踏まえたものであることは、 実体 とみなされうるものと

して基体、本質、普遍が挙げられる際に結合体がいっしょに挙げられていることや、質料が現実態としての形相の基体として示されていることから読み取ることができらる。結合体への言及は、巻第十三章の内容が質料形相論の観点に立っていることを示してくれるが、その箇所での結合体への言及そのものはかなり問題である。実体とみなされるものの列挙はもともと、先ほども見たように、「基体」、「本質」、「類」、「普遍」の四つであった(Z3, 1028b34 - 36)。右の引用では、「類」の代わりに「結合体」が入ってきてしまっている。「基体と本質とこれらからなるもの〔結合体〕」という列挙の仕方は、「質料と形相とこれらからなる結合体」というお決まりの言い回しを思い起こさせる。もし「基体と本質とこれらからなるもの」がそのお決まりの言い回しを念頭に置いたものであるとしたら、その場合「基体」は「質料」の意味に限定されてしまつことになるだろう。しかし「基体」には「質料」、「形相」、「結合体」という三つの用法があり(Z3, 1029a2 - 3)、「¹³」で「基体」を「質料」の意味に限定するのは不自然である。また「基体」の三つの用法を引き合いに出さなくとも、そもそも右の引用には「基体」の二つの用法、すなわち、属性の基体(結合体)という用法と、現実態(形相)の基体(質料)という用法が示されており、この二つの用法が明示されていることから判断して、「基体」を「質料」の意味に限定するべきではないことは明らかである。¹³⁾

「基体と本質とこれらからなるもの〔結合体〕が 実体〔あるいは実体〕であるとされるように、普遍も〔そう言われる〕」(Z13, 1038b2 - 3)という文を理解するには、「基体」の多義性だけでなく、*outria*の多義性も考慮に入れなければならない。なぜなら結合体は 実体 ではなく実体だからである。実体 あるいは実体であると言われる最初の三つのもの(基体、本質、結合体)について、一つずつ考えてみることにしよう。基体は、「結合体」という意味では実体であり、「形相」という意味では 実体 であり、「質料」という意味では実体でも 実体 でもない。¹⁴⁾ また *outria*の多義性に加えて、「基体と本質とこれらからなるもの〔結合体〕が 実体〔あるいは実体〕であると言われる」という場合の「言われる」が、アリストテレス自身の見解も他の人々の見解も含めてそう言われるという意

味なのか、それともアリストテレスのそれまでの 実体 探究の成果を踏まえてそう言われるという意味なのかという点も問題である。前者の意味であるなら、アリストテレスの 実体 探究の成果に反する見解がそこで言われているとしても問題はないことになる。「質料」という意味での基体は、アリストテレスの 実体 探究においては実体でも 実体 でもないが、他の人々の見解としては 実体 でありうるだろう。実際 卷第三章において、究極的な基体が 実体 であるという条件だけで考えていくと、質料が 実体 であることになるとい見解が示され、アリストテレスによって否定されている。その見解はアリストテレスのものではないが、他の人々の見解としてはありうるものである。これに対して、ここでの「言われる」が、アリストテレスの 実体 探究の成果を踏まえてそう言われるという意味であるなら、質料ではない基体が 実体 あるいは実体であると言われることになる。右の一文を理解するにあたって、「基体」から「質料」の意味だけ取り除くことは不自然であるから 取り除いてしまうと「これらからなるもの」が不明瞭になる、やはりここでの「言われる」は、アリストテレス自身の見解も他の人々の見解も含めてそう言われるという意味にとるのが自然だということになる。⁽¹⁵⁾

「本質」については問題はないだろう。本質が 実体 であることはアリストテレスの 実体 探究において明らかである。ただ、「言われる」をアリストテレス自身の見解も他の人々の見解も含めてそう言われるという意味にとつたので、この点が気にかかる。 卷全体の見解としては、形相と同一視される本質が 実体 であるが、その見解に至る途上の 卷第四 六章においては、質料形相論の観点がなかったために、個別の実体と同一視される本質が 実体 であることになる。後者の意味で本質が 実体 であると言われるのは、 卷全体におけるアリストテレスの見解としてそう言われるという意味ではない。その意味では、その「言われる」は他の人々の見解を含めてそう言われるという意味に準ずるものと言えるだろう。それから「結合体」については、これがいわゆる個物であることを考えれば、結合体が実体であると「言われる」のは、アリストテレス自身の見解であるとも他の人々の見解 あるいは

他の人々も受け入れることのできる見解であるとも言つことができるだろう。というのも「結合体」という把握の仕方はアリストテレス自身のものであるが、「結合体」によって表されるものが実体であることは、一般に認められることだからである。ただ、結合体に関しては、「基体と本質とこれらからなるもの〔結合体〕」という表現によって「基体」が「質料」の意味に限定されてしまう可能性が残っており、問題である。これについては、うまい説明ではないが、「これらからなるもの」「基体と本質からなるもの」における「基体」は「質料」の意味に限定されるが、「基体と本質とこれらからなるもの」における最初の「基体」は多義的なままである、と説明することにしておきたい。

こうして、問題の一文(Z13, 1038a2-3)は次のように理解することができるだろう。すなわち、基体(質料/形相/結合体)が実体ないし実体であると言われ、本質(形相/ 巻第四 六章における本質)が実体であると言われ、基体(質料)と本質(形相)からなる結合体が実体であると言われるように、普遍も実体であると言われる、と。「普遍も実体であると言われる」という部分については、説明が必要だろう。巻第十三章における主張は、すでに触れたように、「いかなる普遍も実体ではない」というものである。この主張を念頭に置くら、普遍が実体であるという、アリストテレス自身の見解でも他の人々の見解でもある見解は、巻第十三章での議論によって、覆されることになると考えるのが自然だろう。つまり、普遍的な形相が実体であるとアリストテレスはそれまで考えてきたが、またアイデアが実体であるとプラトン主義者たちが考えてきたが、実はそうした考えは正しくないということが巻第十三章において主張されるのである。しかし普遍的な形相が実体であるというのは、アリストテレスがそれまでの実体探究において明らかにしてきたことであり、そう簡単に覆されるようなものではないはずである。このように、普遍的な形相が実体であるという主張を巻全体の見解として保持しようとする、いかなる普遍も実体ではないという巻第十三章における主張との矛盾に直面することになる。

この矛盾の問題　これについては本稿第四節で詳しく取り上げる　に取り組むためにも、　卷第十三章の内容を正確に把握しなければならない。

問題の一文(213, 1038b2-3)の解釈に手間取ってしまったが、その解釈を通じて、　卷第十三章冒頭の数行が、　卷第三章における　実体　探究の延長上にあることがはっきりしたのではないかと思う。また　卷第十三章が、　卷第三章と同様、質料形相論の観点に立ったものであることも明確になったと思う。右の引用において「基体」の二つの用法が示されていたが、これと同じものを　卷第三章に見出せるのも興味深い。　卷第三章の一節でアリストテレスは、属性は実体に述語づけられ、形相としての　実体　は質料に述語づけられる(23, 1029a23-24)と述べていたが、右の引用でも、属性が実体に述語づけられ、現実態としての形相が質料に述語づけられることが示されている。この二つのレベルの述語づけ　どちらのレベルも言語的な述語づけではなく存在論的な述語づけである　への言及は、その文脈が質料形相論の観点に立ったものであることを明確に示している。　卷第十三章がこのような内容で始まっていることは、　卷第四　六章と大きく異なっている。この相違が明らかになったところで、次に固有性の議論を見ていくことにしたい。

三 固有性の議論

前節で見たように、アリストテレスは　卷第十三章冒頭の数行で、　卷全体の見解が前提とする質料形相論の観点到立ちながら、あらためて　卷第三章における　実体　探究の方法、すなわち、　実体　と考えられるものの候補を挙げるという方法に立ち戻り、そのうちの候補である「普遍」について考察を始める。ここで「普遍」と言われるものには、アリストテレスが『カテゴリー論』において明確にした種や類が含まれるだろうし、またプラトン主義者たちの言うアイデアも、アリストテレス自身の言う普遍的な形相も含まれていると考えられる。前節で引用した箇所

続けてアリストテレスは、「或る人々にとっては、普遍こそが最も原因（αἰτία）であるように思われ、そして普遍は原理（ἀρχή）であるように思われている」（Z13, 1038b6-8）と述べ、これを理由に「普遍」についての考察を始めている（1038b8）。この理由づけは、アリストテレスが問題にする「普遍」がプラトン主義者たちのそれに限られることを示しているようにも受け取れる。確かに 卷第十三章にはプラトン主義者たちの言う「普遍」が問題にされる箇所がある。⁽¹⁶⁾ しかしアリストテレス自身の言う普遍的な形相や、『カテゴリー論』で明確にされた種や類にもあてはまるような「普遍」が問題にされる箇所があることもまた事実である。⁽¹⁷⁾ アリストテレスは「普遍」について考察を始める際の理由づけのために、プラトン主義者たちの言うイデアに触れたのであり、それは「普遍」の問題の重要性を語るためであったと考えられる。「普遍」がプラトン主義者たちのそれに限られるのはその理由づけの中だけであつて、「普遍」についての考察、主張が始まつてからは、「普遍」はプラトン主義者たちのそれだけでなく、アリストテレス自身の言う普遍的な形相、種や類も含むということに注意しなければならない。

本節で扱う固有性の議論は、アリストテレスにもプラトン主義者たちにも共通する「普遍」概念を念頭に置いたものであると考えられる。その議論をこれから見ていくことにしたいが、便宜上二つの部分に分けて考察していくことにしたい。アリストテレスは、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張に言及した上で、その主張を理由づける形で固有性の議論を始めている。その主張と、それに続く固有性の議論の前半部分は、以下のとおりである。

普遍的に語られるものは何でも (ὅτιοῦν τῶν καθόλου λεγόμενον) 実体 ではないように思われる
 (εὐκείῃ)⁽¹⁸⁾ というのも第一に、それぞれのものの 実体 (οὐσία ἢ ἐκείνου) はそれぞれのものに固有のもの
 (ἴδιος ἐκείνου) であり、⁽¹⁹⁾ 他のもの「実体 をもつ当のものとは別のもの」には属さないが、普遍は共通のもの
 (κοινῶν) だからである。というのは、むしろ多くのものに属することを本性とするものが普遍 (καθόλου) と言わ

れるからである。(Z13, 1038b8 - 12)

アリストテレスはここで、いかなる普遍も 実体 ではないことの理由として、「それぞれのもの 実体」が「それぞれのものに固有のもの」であることを挙げている。前節で見たように 卷第十三章は 卷第三章と密接な関係にあるので、ここに見られる「それぞれのもの」は個別の実体を指すものと考えられる。また同じくすで見たとように 卷第十三章は質料形相論の観点を前提にしているので、ここに見られる「実体」は形相を指すものと考えられる。そうすると、右の引用の最初で言われていることは、個別の実体の形相は当の個別の実体に固有のものであり、他の個別の実体には属さない、ということになる。例えばソクラテスの形相はソクラテスに固有のものであり、他の人には属さないということである。これは、個別の実体に固有の個別的な形相を認める見方である。この見方においては、個別の実体の 実体 は普遍的な形相ではない。なぜなら普遍的な形相、例えば 人間 は、ソクラテスにもその他の人々にも共通に属しているからである。⁽²⁰⁾しかし 卷全体の見解としては、普遍的な形相が 実体 であるということであった。右の引用は 卷全体の見解と矛盾してしまうのである。この矛盾はどうすれば解消できるのだろうか。あるいは、アリストテレスは矛盾し合う二つの見解をそのつど使い分けているのであり、矛盾は解消できないということなのだろうか。しかしこの矛盾の問題については、後で(第四節で)取り上げることにして、固有性の議論の後半部分を見ることにしよう。

それではこれ「普遍」は「より多くのものうちの」どれの(γενος) 実体 なのだろうか。実際それ「普遍」は、すべてのものの「実体」か、いかなるものの「実体」でもないかのどちらかであるが、すべてのものの「実体」ではありえない。しかしもしそれ「普遍」が「特定の」一つのものの「実体」であるとしたら、「そ

の二つのもの以外の「他のものもそれ」その二つのもの」であることになるだろう。というのもそれらの「実体」が一つであり、それらの本質が一つであるところのそれら「同一の 実体 すなわち同一の本質をもつ諸事物」は、それら自身も一つ「同一」だからである。(Z13, 1038b12 - 15)

ここで言われていることをわかりやすく言い換えて説明すると以下のようになるだろう。普遍は、この普遍に関わる個別的実体のすべてにとつて共通のものであるので、普遍とこれに関わる個別的実体との関係はすべて同じである。⁽²¹⁾このような普遍が「実体」であるとしたら、どういふことになるか。「実体」といふのは、「それぞれのものの 実体」といふ言い回しによつて示されるように、何かの「実体」である。普遍が「実体」であると仮定した場合も、普遍は何かの「実体」でなければならぬ。そしてアリストテレスは、普遍は、この普遍に関わる多くの個別的実体のうちのどれの「実体」であるかと問う。この問いに対してアリストテレスは、普遍は、この普遍に関わるすべての個別的実体の「実体」であるか、あるいはそれらのうちのどれの「実体」でもないかのどちらかである、という二者択一を示すのであるが、すぐさま前者ではありえないと答える。そうすると、後者が正しいということ、すなわち、普遍はそれらのうちのどれの「実体」でもないということになる。どうして後者が正しいことになるかについての説明は、右の引用の「しかし」以下で行われる。⁽²²⁾普遍が、この普遍に関わる一つの個別的実体の「実体」であるとしたら、その一つの個別的実体以外の他の個別的実体が、その一つの個別的実体と同一のものであることになる、と説明されている。例えばソクラテス、カリアス、その他の多くの人々を包摂する「人間」といふ普遍(種)の場合で考えてみると、「人間」といふ普遍がソクラテスの「実体」であるとしたら、カリアスとその他の多くの人々はソクラテスと同一のものであることになる、と説明されていることになる。カリアスとその他の多くの人々がソクラテスと同一であるという帰結は受け入れられないので、その仮定、すなわち、「人間」がソクラテスの「実体」であるという仮定

も受け入れられないことになる。その仮定の「ソクラテス」の部分を他のだれと入れ替えても、結果は同じである。普遍は、この普遍に関わるすべての個別の実体と同じ関係をもっており、その普遍が、それらの個別の実体の任意のもの X の 実体 であるとしたら、その普遍は、 X 以外の個別の実体の 実体 でもあることになり、 X と X 以外の個別の実体とは同一のものであることになるのである。⁽²³⁾ アリストテレスはその理由として、「それらの 実体 が一つであり、それらの本質が一つであるところのそれら」同一の 実体 すなわち同一の本質をもつ諸事物」は、それら自身も一つ「同一」「である」ということを挙げている。この理由は解釈によっては理由にならない可能性もあるので、注意深く見る必要がある。

この理由において問題になるのは、「一」「一つ」であることの意味である。アリストテレスは「数において一つ」と「種（あるいは形相）において一つ」という言い回しを区別して用いる。⁽²⁴⁾ まず、「それら自身」同一の 実体 すなわち同一の本質をもつ諸事物（個別の実体） が一つであると言われる場合であるが、この「一」「一つ」は「数において一つ」「でなければならぬ。なぜならここで問題になっている不都合な帰結は、ソクラテスやカリアスやその他の多くの人々が同一の個別の実体になってしまうことだからである。もし彼らが種において一つであるとされているのだとしたら、それは不都合な帰結ではないだろう。というのも彼らが人間という種において一つであることは明らかだからである。次に、「それらの 実体 が一つであり、それらの本質が一つである」と言われる場合の「一」「一つ」であるが、これについてはどうだろうか。まず「種において一つ」「で考えてみよう。「種において一つ」というのは、個別的なものについてそれらは個々別々のものであるが、それらが属する種は同じである、という場合に用いられる。ソクラテスやカリアスその他の人々について用いられる場合がそうである。このことを踏まえた上で、「それらの実体 ないし本質が種において一つである」と言うことは可能だろうか。このように言うことが可能であるのは、「それらの 実体 ないし本質」が個別的なものである場合であるだろう。そうすると、「ここで言われる」「実体 ない

し本質」とは個別的な形相のことであると考えられる。個別的な形相が種において一つであることは事実である。なぜならソクラテスに固有の形相もカリアスに固有の形相も他の人々に固有の形相も、共通に人間の説明方式をもっているからである。個別的な形相が種において一つであるということから、その個別的な形相をもつすべての個別の実体が同一の個別の実体であるということは導き出せないで、「種において一つ」という用法ではないことになるだろう。次に「数において一つ」で考えてみよう。「それらの 実体 ないし本質が数において一つである」と言うことは可能だろうか。この「実体 ないし本質」が普遍的な形相を指すのだとしたら、そのように言うことはできないだろう。なぜなら普遍的なものが数において一つであるというのは、アリストテレスの見解ではなく、プラトンの見解であると考えられるからである。実際、人間というアイデアは個別の実体のように独立に存在するものとされる。人間というアイデアが数において一つであるということから、そのアイデアをもつすべての個別の実体が同一の個別の実体であるということは導き出せない。そこでやはり、ここで言われる「実体 ないし本質」は個別的な形相を指すと考えるべきである。そうすると、個別的な形相が数において一つであると言われていることになるが、確かにこれは「数において」の用法として間違っていない。「数において」といって言い回しは個別的なものについて言われるからである。例えばソクラテスの個別的な形相とカリアスの個別的な形相が数において一つであると言われる場合、本来別々のものであるはずの彼らの個別的な形相が同一の個別的な形相であるということが語られていることになる。個別的な形相はこれをもつ個別の実体に固有のものであり、個別的な形相と個別の実体とは一対一に対応している。つまり個別的な形相が数において一つなら、これをもつ個別の実体も数において一つということである。したがってその例では、ソクラテスとカリアスとが同一の個別の実体であることになる。これは、期待されていた不都合な帰結であるから、「それらの 実体 が一つであり、それらの本質が一つである」と言われる場合の「一つ」は「数において一つ」という意味であり、その場合の「実体 ないし本質」は個別的な形相を指しているということに

なるだろう。

「一」の用法がいずれも「数において一」であることが明らかになったので、もう一度、それを明示する形で、問題の理由づけの文を提示してみると、「一」というのもそれらの「実体」が数において一つであり、それらの本質が数において一つであるところのそれら「数において同一の「実体」ないし本質（個別的な形相）をもつ個別的実体」は、それら自身も数において一つだからである」となる。要するにこれは、個別的な形相が、これをもつ個別的実体に固有のものであることを意味している。この理由によって説明されていることは、以下のことである。すなわち、普遍が、この普遍に関わる個別的実体の任意のもの X の「実体」であるとしたら、その普遍は、 X 以外の（その普遍に関わる）個別的実体の「実体」でもあることになり、その結果、 X と X 以外の個別的実体とが同一のものになる、ということである。「普遍が、この普遍に関わる個別的実体の任意のもの X の「実体」である」というのは、普遍が、 X に固有の個別的な形相であるということである。これが仮定として立てられるのである。しかしその普遍は、普遍である限りにおいて、 X 以外のすべての個別的実体に対して、 X に対するのと同じ関係になければならない。この「普遍である限りにおいて」ということのゆえに、その普遍は、 X 以外のすべての個別的実体の「実体」でもあることになってしまう。つまりその普遍は、 X にも、 X 以外の個別的実体のそれぞれにも固有のものであることになる。具体的に考えてみよう。人間という普遍が「実体」と仮定されると、人間という普遍は、この普遍のもとに包摂されるソクラテスとカリアスと他のすべての人々にとって固有のものでなければならぬことになる。人間という普遍はしかし個別的なものではないので、ソクラテスにもカリアスにも他のすべての人々にも固有ということとはありえない。人間という普遍が固有のものとして属するのは、一つの個別的実体でなければならぬ。それゆえ、人間という普遍が「実体」として（固有のものとして）存在するとしたら、ソクラテスとカリアスと他のすべての人々は一つの個別的実体であることになるのである。このように、「一」を「数において一」という意味にとることによって、期待され

た不都合な帰結が出てくることになる。この不都合な帰結は受け入れられないので、その仮定、すなわち、普遍が実体であるという仮定も受け入れられないことになる。その結果、右の引用でアリストテレスが提示した二者択一における後者の選択肢、すなわち、普遍はこれに関わる個別的実体のうちのどれの 実体 でもないということになる。以上によって、固有性の議論が、いかなる普遍も 実体 ではないという主張をどのように説明しているかが理解されたと思う。その議論においてアリストテレスは一貫して、個別の実体の 実体 は当の個別の実体に固有のものであるという主張を抛り所に行っている。固有性の議論を見る限り、アリストテレスが個別の実体の 実体 として、当の個別の実体に固有の個別的形相を考えていることは疑いえない。しかしこのことがはつきりしてくると、巻全体の見解、すなわち、普遍的な形相が 実体 であるという見解との矛盾もまた、避けられない障害としてわれわれの前に立ちはだかってくる。次に、この矛盾に対する対処法を考えることにしたい。

四 個別的な形相と普遍的な形相

「いかなる普遍も 実体 ではない」という 巻第十三章における主張と、巻全体の見解、すなわち、普遍的な形相が 実体 であるという見解とが矛盾すること、そしてこの矛盾に対する対処法が大まかに言って二つに分かれていることは、第二節で触れたとおりである。この矛盾に対する一つの対処法は、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張における「普遍」が、アリストテレス自身の認める普遍的な形相を含んでいないことを、解釈上の何らかの工夫によって示すことである。もう一つの対処法は、普遍的な形相が 実体 であるという見解を捨てて、個別的な形相こそが 実体 であるというように、巻第十三章における主張を文字通りに受け取り、これこそアリストテレスの見解だとするものである。もちろんこの二つの対処法がすべてではなく、他のさまざまな考え方がありうる。⁽²⁷⁾ いま挙げた二つの対処法について言えば、前者は、巻全体の見解を解釈上の工夫によって無理に押し通してい

る感が否めないという理由で、また後者は、卷第十三章より前で行われた主張を簡単に切り捨ててしまっているという理由で、妥当な解釈であるとは言いがたい。そこで第三の対処法を、アリストテレスの「実体」探究の道筋を踏まえて探っていくことにしたい。

アリストテレスの「実体」探究において、個別的な形相への言及が見られるようになるのは、卷第十一章における定義論の文脈においてである。それまでは、生成論を土台とした質料形相論の観点において個別の実体は質料と形相からなる結合体であると説明されていたが、定義を問題にするその文脈に至って、或る種の定義の対象として普遍的な結合体というものが立てられることになる（Z10, 1035b29 - 30, Z11, 1037a6 - 7）。普遍的な結合体は普遍的な形相と普遍的な質料からなるものとされるが、アリストテレスは、普遍的なものはそれ自体で存在するのではなく、その基に個別的なものが基体として存在すると考えるので、普遍的な結合体の基に個別的な結合体があると語ることになる。⁽²⁸⁾ その際、個別的な結合体は個別的な形相と個別的な質料、具体的に言うと、「この魂」と「この身体」からなるものとして示されている（Z11, 1037a9 - 10）。⁽²⁹⁾ 注意しなければならないのは、そこでのアリストテレスの目的が、普遍的な形相と個別的な形相とを区別して後者のほうをより「実体」であるとみなすことではないということである。アリストテレスは単に、普遍的な結合体を或る種の定義の対象として提示した際に、もちろんその基には個別的なものが存在するのだということをおうとして、個別的な結合体に言及し、これを個別的な形相と個別的な質料からなるものと説明したにすぎない。普遍的な形相と個別的な形相との区別が目的で、普遍的な結合体に対応させて個別的な結合体に言及したのではない。実際、卷第十一章において形相が「第一の「実体」と言われるとき、アリストテレスは個別的な形相と普遍的な形相とを区別するどころか、むしろ曖昧でさえある（Z11, 1037a28 - 30）。直接的には、普遍的な結合体の形相である普遍的な形相が「第一の「実体」であると言われているように見えるが、⁽²⁹⁾ すぐにその形相が個別的な結合体に内在する個別的な形相であることが示されている。⁽³⁰⁾ ここから、アリストテ

レスが普遍的な形相と個別的な形相とを区別して、個別的な形相のほうがより 実体 であることを示そうとしているのではないことがわかるだろう。アリストテレスはただ、普遍的な結合体のうちにある普遍的な形相は、それ自体で存在するものではなく、個別的な結合体のうちにある個別的な形相を基体とすることによって存在するのだと言っているのである。普遍的な形相が個別的な結合体に内在すると言われているが、これは、普遍的な形相が個別的な形相に存在論的に述語づけられて存在するということだと考えられる。ここで、基体である個別的な形相のほうが、普遍的な形相よりもより 実体 であることになるかということ、そうはならない。ここが、基体性という条件のみによって「第一の実体」を見出した『カテゴリー論』におけるアリストテレスと違うところである。『形而上学』 卷では、基体性に加えて、定義対象として離在しうるといふことが、 実体 性の条件となっている (Z3, 1029a27 - 28)。形相は個別的な結合体に内在する限りでは個別的であるが、定義対象として離在しうるものとしては普遍的である。⁽³²⁾『形而上学』 卷におけるアリストテレスは、個別的な結合体の要素である個別的な形相と、定義対象としての普遍的な形相とを比べてどちらがより 実体 であるか、という問いは発しないのである。アリストテレスが形相を「第一の実体」と呼んだのは、質料や結合体との対比においてである。実際、 卷第十章のはじめでアリストテレスは、質料を 実体 と仮定している (Z10, 1035a1 - 2)。この仮定は、 卷に入ると、「可能的に」という限定つきで質料が 実体 とみなされる (H1, 1042a26 - 28) じつと関係する。ともかくアリストテレスは、 卷第十一章において個別的な形相に言及する際に、個別的な形相と普遍的な形相とを比べてどちらがより 実体 であるかと問うような問題意識はもっていないのである。

ところが、 卷第十三章に入ると、個別的な形相こそが 実体 であるという主張を拠り所にして、いかなる普遍も 実体 ではないと主張されることになる。この章で注意しなければならないのは、 卷第十一章に見られるような個別的な形相と普遍的な形相との区別が見られないということである。 卷第十三章における考察は、第二節で見た

よつに、質料形相論の観点に立つて始められており、それゆえこの章で個別的実体の「実体」によって意味されているのは形相である。個別的実体の「実体」は当の個別的実体に固有のものとしてとされているので、ここで問題になっているのは個別的な形相であることがわかる。このように、卷第十一章にも、卷第十三章にも個別的な形相への言及があると考えられるのだが、その言及が行われる際の説明の仕方は異なっている。卷第十一章では、すでに見たように、普遍的な形相がそれ自体で存在するのではないことを示すために、基体としての個別的な形相への言及が行われた。これに対して、卷第十三章では、個別的実体の「実体」は当の個別的実体に固有のものであると主張され、この固有性の主張に合うものとして個別的な形相が念頭に置かれているのだと解した。卷第十一章では、定義の対象である普遍的な形相が、「第一の「実体」と言われていたが、これはそこにおいて、「定義の対象として離在しうること」が「実体」性の基準になっていることを示している。これに対して、卷第十三章では、「個別的実体に固有であること」が「実体」性の基準になっている。つまり、それら二つの文脈において、「実体」性の基準が異なるのである。卷全体の見解として挙げた、普遍的な形相が「実体」であるという見解は、卷第十一章のうちに見出せる「実体」性の基準を採用している。しかし、卷第十三章では、それとは異なる「実体」性の基準が採用されており、それゆえに、卷全体の見解と矛盾するように見える主張が行われることになったのだと考えられる。

アリストテレスは、実体論を本格的に開始した、卷第三章以降、定義の対象となりうるものを「実体」として求めてきたが、それだけでは自身の見解を正しく伝えることができないと考えたのではないだろうか。そして、「個別的実体に固有であること」という「実体」性の新たな基準を追加したのではないかと考えられる。この追加によって、何が明らかになるだろうか。個別的実体に固有のものという言い方は、「実体」について語る際に個別的実体の存在が前提となっていることをはっきりと示している。この基準を採用することは、個別的実体の「実体」について考える際に個別的実体の存在が前提となっていることをあらためて意識させる効果がある。定義の対象として普遍的な形相

に言及し、これが第一の 実体 だということを明らかにしていくとき、普遍的な形相が独立のものとして、個別的な実体に先立って存在する普遍的な原理であると思われるしまつ可能性もあつたのではないか。とくにプラトン哲学の影響を受けている者なら、そのような方向に傾いていくことだろう。こうしたプラトン主義的な考え方への傾倒の危険性をアリストテレスはよくわかつていて、 卷第十三章に入つて、「個別的な実体に固有であること」という 実体性の基準を追加し、個別の実体の存在が前提となつていふことにわれわれの注意を向けたのだと考えられる。このように言つと、個別の実体こそが第一のもので、 実体 は個別の実体に依存するだけのものと思われるかもしれない。しかし事実を問題にすることと、原因を問題にすることは異なる。アリストテレスは事実として個別の実体の存在が前提となつていふことに注意を向けているのである。 個別の実体の存在の原因がどこにあるかを探究する際には、その答えはやはり形相に求められることになる。これは、「普遍」の問題を論じ終えた後の、 卷第十七章において明確な形で、実体論の再出発として行われることである。いずれにせよ、 卷全体の見解と 卷第十三章における主張との間に見られる矛盾は、実は矛盾ではなく、アリストテレスの 実体 探究における一つの展開、すなわち、 実体性の新たな基準の追加という形で解消することができるのである。

五 プラトン主義者による反論

前節では、個別的な形相が 実体 であることと、普遍的な形相が 実体 であることが、アリストテレスの 実体 探究の道筋においてどのように成立しているのかを明らかにした。本節では、再び 卷第十三章のテクストに戻つて、まず固有性の議論 これは、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張を理由づけるものであつたに 続く第二の理由を見て、その後で、 卷第十三章における主張に対する反論が述べられている箇所に向かい、その反論がいかなるものであるかを明らかにすることにした。

卷第十三章におけるアリストテレスの主張、すなわち、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張は、まず固有性の議論によって理由づけられるのであるが、アリストテレスはこの固有性の議論に続けて、さらに第二の理由を挙げている。すなわち、「αἴτιον」(第二二)、「基体について」(言われ)ないもの (τὸ μὴ κατ' ὑποκειμένου) が 実体 と言われるが、普遍は常に或る基体について (κατ' ὑποκειμένου τινός) 言われる (Z13, 1038b15 - 16) と。第二の理由はこの一文のみで、これについてそれ以上の説明は行われていない。この一文だけを見ると、『カテゴリー論』に見られる「第一の実体」についての説明がここで繰り返されているのだと思われるかもしれない。しかしこの一文の置かれている文脈は、『カテゴリー論』における「第一の実体」の説明の文脈とは異なる。その一文は、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張を理由づけるものだからである。この文脈では、第二の理由を表す一文における οὐκ αἴτιον は 実体 という意味にとったほうが自然である。そうすると、基体について言われないもの、すなわち究極的な基体が 実体 であると言われていることになるが、ここで 卷第十三章における「基体」についての論述を思い起こして、質料が 実体 であると言われているのだと理解したくなるかもしれない。しかし質料が 実体 であることは、 卷第十三章の議論によって否定されたはずである。そこで、 卷第十三章のいまの箇所で究極的な基体が 実体 であると言われる際、その「究極的な基体」は質料ではないものを意味していると考えが必要がある。しかし質料以外に「究極的な基体」と呼べるものがあるかどうかが問題になる。ここで「究極的な基体」と言われているものは、 実体 であることが肯定されているものであるから、前の文脈から判断して、個別的な形相のことであると考えられる。しかし形相は、質料に存在論的に述語づけられるものであり、質料を基体とするものであるがゆえに、究極的な基体とは言えないのではないか、という疑問が生じる。しかし 卷第七 九章における生成論を思い起こせばわかるように、質料に存在論的に述語づけられるのは普遍的な形相である。個別的な形相は普遍的な形相の基体として存在しているものであり、個別的な形相が質料に存在論的に述語づけられるというのはアリストテレスの

見解ではないと言つてよいだろう。個別的な形相は普遍的な形相の基体として存在するのであり、個別的な形相がさらに何かに存在論的に述語づけられるということは考えなくてよいのである。そうすると、第二の理由は結局、第一の理由と同様に、個別的な実体に固有の個別的な形相が 実体 であるという固有性の主張を振り所にしたものであることがわかるだろう。そして「普遍は常に或る基体について言われる」という部分における「普遍」には、普遍的な形相も含まれることになるだろう。普遍的な形相は或る意味では質料を基体とし、他の意味では個別的な形相を基体とするからである。このように解するとき、第二の理由は、第一の理由とは異なる仕方では表現されているが、第一の理由と同様のことを繰り返している、ということが理解されるだろう。

アリストテレスは第二の理由をそのように簡潔に語った後、アリストテレスの主張に対する反論に目を向ける。それはおそらくプラトン主義者による反論であったと考えられるが、ともかくその反論によれば、普遍は、アリストテレスの言う本質（個別的形相）が 実体 であるとは異なる仕方では、 実体 であるという。つまりこのプラトン主義者は、本質（個別的形相）が 実体 であることを認めつつ、普遍も、それとは異なる仕方ではあるが、 実体 であると主張し、「いかなる普遍も 実体 ではない」というアリストテレスの主張に反対するのである。この反論が提示される箇所は省略的で曖昧であるため、解釈によっては反論ではない可能性も出てくるが、ここでは反論とみなして訳出を行う。⁽³³⁾ その箇所は以下のとおりである。

しかしそれ〔普遍ノ類〕は、本質と同じように〔 実体 であること〕ありえないが、それ〔本質〕のうちに含まれるのか。例えば動物は 人間 や 馬 のうちに〔含まれるのか〕。そうすると〔含まれるとする〕、それ〔普遍〕の或る説明方式がある(ἐστὶ τῆς αὐτοῦ λόγος) ⁽³⁴⁾ じやが明らかである。そしてそれ〔普遍の説明方式〕が 実体 のうちにあるすべてのもの説明方式であるのではない(μή πανταυ λόγος ἐστὶ τῶν ἐν τῇ οὐσίᾳ) ⁽³⁵⁾

としてもかまわない。というのはそれでもやはり、それ「普遍」は或るもの「或る 実体」の 実体 である
 だろうから。ちょうど 人間 が、これがそのうちにあるところの「個別的な」人間の「実体」であるよう
 に。その結果、同じことが再び生じることになるだろう。「実体」と個別的実体との間に生じることと同じこと
 が、類と 実体 との間に生じるだろう」。というのも例えば動物は、これが固有のものとしてそのうちにあ
 るところのそれ、すなわち形相「人間」の 実体 であるだろうから(ἐστὶν γὰρ σκεῖνον οὐσία, οἷον τὸ ζῷον, ἐν
 ᾧ εἶδει ὡς ἴδιον ὑπάρχει)。(Z13, 1038b16 - 23)

普遍の 実体 性を否定するアリストテレスに対して、プラトン主義者は、本質が 実体 であることを認めつつ、
 普遍も或る意味で 実体 であると主張している。その際、注意するべきことが二つある。一つは、プラトン主義者
 が 実体 性を認めよつとする普遍は類であるといつことである。それは、 実体 であり本質である 人間 や 馬
 に対して、動物が普遍の例として挙げられていることから理解できるだろう。もう一つの注意点は、アリストテレス
 が個別的な形相を指して用いていた「実体」ないし「本質」を、プラトン主義者は、定義の対象である普遍的な形
 相を指すものとして用いていることである。この二点に注意しつつ、右の引用で言われていることを説明すると、以
 下のようになる。

プラトン主義者は、「いかなる普遍も 実体 ではない」というアリストテレスの主張とそれに対する二つの理由
 づけを提示されて、それでもなお普遍が 実体 であることを示そうと試みる。アリストテレスは第一の理由を述べ
 た箇所で、「実体」を「本質」によって言い換えていた(Z13, 1038b14)。この言い換えは 巻における 実体 探
 究ではよく見られる。プラトン主義者は右の引用の最初で、本質が 実体 であることを認めているが、これは、彼
 がアリストテレスの考えに理解を示していることを表している。しかしプラトン主義者はその上でなお、普遍が 実

体であることを示そうとする。ここで彼は「本質」を、定義の対象である普遍的な形相 あるいは単に種と考え
 たかもしれないが、とみなし、本質の定義のうちに普遍（類）が含まれていることに着目する。彼は、右の引用に
 あるように、動物（類）は 人間 や 馬 のうちに含まれるのかという問いを立て、「そうすると」と述べている
 ことから明らかのように、その問いに肯定の答えを与えて議論を始めている。 人間 の場合で考えてみよう。 人
 間 はアリストテレス的には個別的な形相を意味しているのだが、プラトン主義者はこれを普遍的な形相とみなし、
 人間 の説明方式（定義）の要素について考える。 人間 の説明方式は例えば「二足動物」と表され、その説明方
 式の要素として「二足」と「動物」が認められる。プラトン主義者が、動物という類が 人間 のうちに含まれると
 言っているのは、その説明方式の要素として含まれるということにほかならない。そしてその場合、動物という類に
 は或る説明方式があるのだという。 人間 には「二足動物」という説明方式があり、その要素である動物にも何ら
 かの説明方式があるということである。この説明方式がどんなものであるかは述べられていないが、とにかく何らか
 の説明方式があるのだしよう。プラトン主義者は続けて、動物の説明方式が 実体 のうちにあるすべてのものの
 説明方式であるのではないとしてもかまわない、と述べている。これを敷衍すると、こうなるだろう。すなわち、 人
 間 にとつての普遍（類）である動物の説明方式は、 人間 のうちに含まれるもの（二足と動物）のすべて（二足
 動物）の説明方式ではないが、それでもかまわない、ということだろう。「かまわない」理由は、「それでもやはり、
 それ「普遍」は或るもの「或る 実体」の 実体 であるだろうから」というものである。つまり、動物の説明方
 式は 人間 に含まれるものの一要素の説明方式であるが、それでも動物は 人間 の 実体 であるからかまわな
 い、ということである。プラトン主義者はここで、 人間 にとつての普遍である動物もまた 実体 であるという
 ことを、動物が説明方式をもっていることを手がかりにして示しているのである。その際、「ちょうど 人間 が、
 これがそのうちにあるところの「個別的な」人間の「実体」であるように」と付け加え、 人間 が個別的実体

の 実体 であるのと類比的に、動物が 人間 の 実体 であることを示している。理解しやすくするために、その類比関係を示すと以下ようになる。

- | | | |
|------------|-----|---------|
| (A) | (B) | (C) |
| (1) 個別的な人間 | 人間 | 「二足・動物」 |
| (2) 人間 | 動物 | 「X・Y」 |

(B)は(A)の 実体 であり、(C)は(B)の説明方式である。動物の説明方式は明示されていないので、「X・Y」としておいた。右の(2)について、動物の説明方式「X・Y」は、人間の要素(二足と動物)のうちの一つ(動物)の説明方式であるが、それでも動物は 人間の 実体 である、と言われていた。右の(1)についても、同様のことが言える。すなわち、人間の説明方式「二足・動物」は、個別的な人間の要素(質料としての骨と形相としての 人間)のうちの一つ(人間)の説明方式であるが、それでも 人間 は個別的な人間の 実体 である、と。プラトン主義者はこの類比関係によって、人間 にとつての普遍である動物もまた 実体 であることを示すのである。人間 が 実体 であることは、アリストテレスによってすでに示されており、プラトン主義者もそのことを認めていた。その上で動物のような普遍も、人間 が 実体 であるのとは異なる仕方であることが示されるのである。「異なる仕方」と言われるのは、人間 の場合、個別的な人間(個別の実体)の 実体 であるのに対して、動物の場合、人間 (普遍的な形相)の 実体 であるからである。

ここでプラトン主義者が依拠する 実体 性の基準が何であるかを考えてみよう。彼の目的は、動物のような普遍(類)が 実体 であることを示すことによって、「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張に反対することで

ある。その際に彼は、動物に説明方式があることを前提としている。そして右に示した類比関係を見出し、動物が人間の 実体 であることをうまく示している。説明方式があることが前提にされている点から、定義対象として離在していることが、ここで採用されている 実体 性の基準であるように思われるかもしれない。しかしプラトン主義者は動物を、定義の対象であるという理由で 実体 とみなしているのではない。むしろ、動物という普遍が、これに関わる 人間 に固有のものであることを理由にして、動物という普遍は 実体 であると主張している (Z13, 1038b22 - 23)。それは、ちょうど 人間 が、これをもつ個別的な人間に固有のものであることを理由にして、人間 は 実体 であると主張するのと同様である。すでに見たように、プラトン主義者は、 実体 としての動物や人間 を何らかの説明方式をもつ定義対象とみなしており、その限りでそれらは普遍的なものであるはずである。それにもかかわらず、アリストテレスの固有性の主張を認めて、 実体 としての動物は 人間 に固有のものであるとか、 人間 は個別的な人間に固有のものであると語るのである (cf. Z13, 1038b20 - 22)。プラトン主義者が言う 実体 としての普遍的な動物とは、いったいかなるものなのだろうか。それは 人間 に固有のものとされているが、それでは 実体 としての動物はもはや普遍ではないのではないだろうか。というのも、 人間 はこれをもつ個別的な人間に固有の個別的な形相であるが、 実体 としての動物はその個別的な形相に固有のものであり、その結果、 実体 としての動物も個別的なものであることになるはずだからである。このような仕方では、普遍を 実体 とみなすこの反論に再反論することもできるだろうが、アリストテレス自身の再反論はそれとは異なり、アリストテレス自身の「可能態 現実態」の対概念を用いた再反論となっている。この再反論を見ることによって本稿を締めくくりにしたい。

六 アリストテレスによる再反論

アリストテレスは先の反論を提示した後、さらにその反論を補強する見解を提示⁽³⁸⁾、その後、**実体**の要素としての**普遍**(類)は**実体**ではないと自分自身の見解を述べている。すなわち、「もし人間やそのように語られる限りの諸々のものが**実体**であるなら、その説明方式のうちにあるいかなるものも、何ものの**実体**でもなく、またそれら「人間など」から離れて存在するとはなく(*ἡμῶν χωρὶς ὑπάρχειν αὐτῶν*)、他のものうちにあることはない」(Z13, 1038b30 - 33)。⁽³⁹⁾これは、先の反論の内容が誤ったものであることを示している。どうして誤っていると言えるのが説明されなければならないが、その説明がアリストテレスによる再反論になっている。この再反論は、「いかなる**普遍**も**実体**ではない」という主張を再度繰り返した(Z13, 1038b34 - 35)上で、次のように始まっている。

実体が、「その**実体**のうち」**現実態**において(*ὡς ἐντελέχεια*)含まれている諸々の**実体**からなることは不可能である。というのは、そのうちに**現実的**に(*ἐντελέχεια*)二つであるものが**現実的**に二つであることは決してないが、もしそれらが**可能的**に(*δυναμει*)二つであるとすれば、それらは二つであるだろう(例えば二倍の線は二つの半分の線からなるが、確かにこれら「二つの半分の線」は**可能的**にある。というのも「二つの半分の線」**現実態**(*ἐντελέχεια*)は「二倍の線」という一つの**現実的な線**を「二つ」切り離すからである)したがって、もし**実体**が一つであるなら、それ「**実体**」は「その**実体**のうち」含まれている諸々の**実体**からなるのではないだろ⁽⁴⁰⁾。(Z13, 1039a3 - 8)

この再反論は、プラトン主義者が考えていた或る前提を受け入れた上で行われている。その前提とは、**実体**がいくつかの要素　これらは説明方式において明示される　からなるというものである。アリストテレスが考えていた、個別の実体に固有の個別的な形相は、それ自体としてはそのような要素をもっていないと考えられる。それ自体としてそのような要素をもっているのは、それらの要素によって説明される定義対象としての普遍的な形相であるだろう。しかし普遍的な形相は個別的な形相の存在を前提するものであるから、普遍的な形相がそれらの要素からなるものとして捉えられる際、常に個別的な形相がそこに存在している。普遍的な形相が個別的な形相を普遍化したものであることを考えると、個別的な形相は普遍化されることによってそれらの要素をもつと言うことができるだろう。つまり、個別的な形相は直接的にそのような要素をもっているのではなく、派生的にもっているのだと言うことができるだろう。右の引用では、派生的な意味においてであることはとくに語られずに、個別的な形相がそのような要素をもっていることになっている。そしてその上で、それらの要素がどのようなあり方をしているかが問題にされている。もしそれらの要素が現実的にあるというあり方をしているのなら、先の反論で主張されたことは誤りではなく、そうした要素の一つである動物は **実体** であることになるだろう。しかし実際には、それらの要素は可能にあるというあり方をしているのであり、それゆえ先の反論で主張されたことは正しくないことになる。動物という普遍は可能にあるものであって、**実体** ではないのである。

ここで用いられている「可能態 **現実態**」については、右の引用の線分の例によって理解することができるだろう。例として挙げられている二倍の線　線分A Bとする　は、現実的に一つであるものとして言及されている。線分A Bの midpoint をCとすると、線分A Bは線分A C（ないし線分B C）の二倍の線分である。線分A Bは現実的には一つであるが、可能的には二つ（線分A Cと線分B C）である。線分A Bが midpoint で実際に分割されたとき、線分A Cと線分B Cは現実的にある。アリストテレスはここで **実体** がいくつかの要素からなることを前提としているが、

それらの要素は現実的な要素とは認められていない。ちょうど「可能的には線分A Cと線分B Cである」と言われるのと同様に、人間 という 実体 は可能的には二足と動物であるということである。もし現実的に二足と動物であるということになったら、人間 という 実体 は一つではなくなってしまうだろう。しかし右の引用にも示されているように、アリストテレスは 実体 は現実的に一つであると考えているのであり、その場合、 実体 はその要素としての諸々の 実体 これは現実的にあるものとされる からなることはできないのである。人間 は現実的に一つなのであって、現実的に二足と動物という二つのものであるのではない。「可能的に二足と動物である」と言われる際の「動物」は 実体 ではありえない。なぜなら 実体 は、「現実的に一つである」と特徴づけられるものだからである。このようにアリストテレスは、 実体 の説明方式の要素が現実的ではなく可能にあるものだとすることを明らかにすることによって、その説明方式の一要素である普遍(類)が、 実体 という現実的にあるものではないことを明らかにするのである。この再反論によって、「いかなる普遍も 実体 ではない」という 卷第十三章における主張は保持されるのである。

このようにアリストテレスは、プラトン主義者による反論に対して、彼独自の「可能態 現実態」の対概念を持ち出して再反論するのであるが、この対概念はアリストテレスの 実体 探究において、自身に向けられた問題を解決するための切り札と言えるものである。ここでは、説明方式の要素を現実的なものと捉えるプラトン主義者による反論に対して威力を発揮したが、個別的実体が質料と形相という二つのものではなく一つのものであるのはどうしてかという、アリストテレスの実体論の根幹に向けられた問題 卷第六章におけるいわゆる一性の問題⁽⁴⁾ に対しては、その対概念は威力を発揮することになる。卷第十三章は、「いかなる普遍も 実体 ではない」という、 実体 とは何かを求める探究においては消極的とも言える主張が行われる章であり、また定義の対象である普遍的な形相の 実体 性を事実上犠牲にしなから、自身の「形相」概念がこの感覚的世界に根を張ったものであることを示すとい

う、いわば諸刃の剣のような章である。しかしその章において、巻第六章における一性の問題を解決に導くことにもなる「可能態 現実態」の対概念が用いられていたことは、アリストテレスの 実体 探究の展開および連続性を考える上で、きわめて意義深いことであると言えるだろう。

以上によって、巻第十三章の難解なテクストにおいて言われていることが、完全にではないにせよ、理解できるものになったのではないかと思う。とくに個別的な形相と普遍的な形相について、アリストテレスの 実体 探究の展開という観点から、一つの独自の解釈を与えることができたのは、有意義なことであつた。しかし 巻第十三章のテクストのすべてを本稿で取り上げたわけではなく、その意味では今後課題が残される形となつた。また 巻第十三章には関連する諸問題が論じられる 巻第十四 十六章が続いており、アリストテレスの 実体 探究における「普遍」の問題の全体を捉えるにはそれらの章における諸問題の検討も行う必要がある。これも今後の課題とすることをしたい。

註

- (1) アリストテレスは『カテゴリー論』において、人間や馬などだけでなく白や文法知識なども「あるもの (*τὸ ὄν*)」に数えられるが、諸属性の担い手となる人間や馬などをとくに「実体」と呼んでいる。実体は個別的な実体と普遍的な実体に区別され、個々の人間や馬は「第一の実体」、種としての人間や馬、そしてそれらの類である動物は「第二の実体」と呼ばれる。
- (2) 1032a1-2では、技術によって生成するもの(人工物)の形相は、技術をもつ者の魂のうちにあると言われ、その際、「私が形相と言っているのは、それぞれのものの本質であり、第一の 実体 である」と付け加えられている。技術者の魂のうちにある形相は、多くの質料において実現される可能性をもつた普遍的なものである。巻第七 九章における生成論の文脈では、そのような普遍的な形相とは区別される個別的な形相(特定の個別の実体に固有の形相)は問題にされておらず、個別の実体に内在する形相は、技術者の魂のうちにある形相と同じものであると考えられている。これに対して 巻第十一章では、普遍的な形相と個別的な形相とが区別され、普遍的な形相が「第一の 実体」と呼ばれているように見える(註(29)を参照)。しかしアリストテレスは、

個別的な形相と比べて普遍的な形相のほうが「第一の 実体」だと言っているわけではない。これについては、本稿第四節において論じる。

(3) 本稿の冒頭で、個別的実体の形相が第一の 実体 であるとされていることに触れたが、アリストテレスは「第一の」を省略して「単一の 実体」と言っている。

(4) Z11, 1037a27 - 28では、人間の形相が「魂」と表されており、形相が必ずしも種の名 の場合は「人間」 によって呼ばれないことがわかる。定義の対象である普遍的な形相の例として「魂」が挙げられる場合、ソクラテスなど特定の人間の魂を基本として「ソクラテス」が特定の魂として特定された魂に存在論的に述語づけられる 普遍的な魂が念頭に置かれていると考えられる。

(5) 正確には、次のように表現されている。「普遍的に語られるものは何一つ (ὅτιον τῶν καθόλου λεγόμενον) οὐσίαとはありえないところである」(Z13, 1038b8 - 9)。「諸事物」に普遍的に属するものは何一つ (οὐδέν τῶν καθόλου ὑπαρχόντων) οὐσίαではないところである (Z13, 1038b35)。「普遍的に語られるものは何一つ (οὐδέν τῶν καθόλου λεγόμενον) οὐσίαではないところである」(Z16, 1041a4)。「人間の箇所を見る」 οὐσίαは人間の否定されるのは「普遍的に語られるもの」 「普遍的に属するもの」を指し、同じものを表すように、これは「人間」に普遍的に語られるもの、と「普遍」を区別して「形相」(「形相」)が οὐσίαであるように保持している。これは「普遍的に語られるもの」と「普遍」を区別して「形相」(「形相」)が οὐσίαである (James H. Lesher, 'Aristotle on Form, Substance, and of Critical Essays', London, 1968, pp. 215 - 238)。「この解釈はかなりの批判を受けた」(James H. Lesher, 'Aristotle on Form, Substance, and Universals: A Dilemma', *Phronesis* 16, 1971, pp. 169 - 174)や Robert Heiman, 'An Argument in *Metaphysics* Z13', *The Classical Quarterly* 30, 1980, pp. 83 - 84)による批判を参照)。卷第十三章やその他のテクニクスから判断してのちのち区別がなくなるとは明らかである。それらの箇所における「いかなる普遍も οὐσίαではない」という主張は文字通りに受け取られなければならない。

(6) 人間の形相については次節で詳しく見る。

(7) 上の矛盾は、これを解消する解釈の可能性についての議論によって、Lesher 1971, pp. 169 - 170および Michael J. Loux, *Primary Ousia: An Essay on Aristotle's Metaphysics Z and H*, Ithaca, 1991, pp. 197 - 199)がなされている。

(8) 註(5)に挙げた Woods の試みは、テクニクスの根拠を否定され、失敗に終わったものと一般に考えられてきた。普遍的に語られるもの、と「普遍」の区別が問題だったのがあるが、それに加えて「種」と「形相」を区別されたことなども問題であった。「種」と「形相」の区別については Michael J. Loux, 'Form, Species and Predication in *Metaphysics* Z, H, and Θ', *Mind* 88,

1979, pp. 1 - 23や John A. Driscoll, 'EIAH in Aristotle's Earlier and Later Theories of Substance', in D. J. O'Meara, ed., *Studies in Aristotle*, Washington, 1981, pp. 129 - 159を参照。 Woods の註目は失敗に終わったと思われるが、普遍的な形相が 実体 であることを保持しようとする註目は続いた。例えば Gerald J. Hughes, 'Universals as Potential Substance: The Interpretation of *Metaphysics* Z13', in M. F. Burnyeat, et al., *Notes on Book Zeta of Aristotle's *Metaphysics**, Oxford, 1979, pp. 107 - 126と Loux, 1979, pp. 19 - 23, Loux, 1991, pp. 197 - 235などがあるが、その註目における解釈上の工夫はそれぞれ異なる。『J』では Loux の解釈に触れず、Loux は「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張における「普遍」が、「基体に述語づけられるもの」という意味であることを確認した上で、その主張を、「いかなる普遍も、これが述語づけられる対象(基体)の 実体 ではない」という意味に解する。この場合 どのような述語づけであれ、その主張は成り立つ」という。本質的な述語づけで言えば、例えば人間という種は、これが本質的に語つけられる基体である個別的な人間の 実体 ではない。付帯的な述語づけで言えば、例えば白という属性は、これが付帯的に述語つけられる基体である個別的な人間の 実体 ではない。質料と形相の間に成立する述語づけに関しても同じことが言える。例えば 人間 という普遍的な形相は、これが述語つけられる基体である骨肉(質料)の 実体 ではない。このとき、人間 が、これをもち或る人間(個別的実体)の 実体 であることは 否定されていない。Loux は『J』のちうに、巻第十三章における主張を、「いかなる普遍も、これが述語つけられる対象(基体)の 実体 ではない」という狭い意味に解することによって、普遍的な形相が、これをもち個別的実体の 実体 であることを 要するに普遍的な形相が 実体 であることを 保持するのである。この解釈はよく考えられたものであるが、巻第十三章における主張をそのちうに狭い意味に解することは不自然ではないかという反論が考えられる。もし「いかなる普遍も 実体 ではない」という主張における「実体」に「その基体の」という限定がついているなら、Loux の解釈は成り立つたろうが、何の限定もしていないのであるから、その解釈は、不可能ではないにせよ、不自然であると言えるだろう。

- (9) 主要なもののみ挙げることにしたが、まず挙げなければならないのは Rogers Albritton, 'Forms of Particular Substances in Aristotle's *Metaphysics*', *The Journal of Philosophy* 54, 1957, pp. 699 - 708である。Albritton にちうには、個別的実体は、普遍的な形相を他の(同種の)個別的実体と共有しているだけでなく、それ自身の個別的な形相ももっているという。彼にうのこを、巻第五章のテクストなどに基づいて示した上で、その解釈が正しいことの証拠を、巻のテクストに求めている。Heimann, 1980, pp. 72 - 85も個別的な形相こそ 実体 であるときえるが、固有性の議論の解釈については Albritton を批判している。また Terence Irwin, *Aristotle's First Principles*, Oxford, 1988, pp. 248 - 276は同様に個別形相論者であるが、彼は「結晶体」を formal compound(形相と遠隔の質料との結合体)と、material compound(形相と遠隔の質料との結合体)に分け(pp. 243 - 245) 個別的な形相を formal compoundとを同一のも

のとみなすといふ独特な見解を提示している。個別形相論者とては他¹²⁾。Charlotte Witt, *Substance and Essence in Aristotle*, Ithaca, 1989, pp. 143 - 179 & Michael Frede & Günther Patzig, *Aristoteles: Metaphysik Z, Text, Übersetzung und Kommentar*, I, München, 1988, pp. 48 - 57, II, pp. 243 - 244 などによる。

(10) 卷第四 六章は、質料形相論の観点が入っていないが、個別の実体のあり方を考える上で、それ自体として重要な意義をもつていると言える。これについては、拙稿「アリストテレスの本質論における「それぞれのもの」、日本哲学会『哲学』五四号、二〇〇三年、一五四 - 一六六頁を参照。

(11) この矛盾は『形而上学』中核諸巻の中でも最大の問題であると言える。それは、この問題をめぐる解釈者たちの論争が長い間続いてきたにもかかわらず、解釈の一致を見るには程遠い状況であることから明らかである。このような状況の中、『形而上学』中核諸巻に取り組む近年の解釈者たちの傾向ないし戦略として、中核諸巻におけるアリストテレスの見解というものをまずはっきりさせ、その上で、卷第十三章に向かい、矛盾の問題に対して何らかの解釈を提示する、ということが見られる。この戦略は、見返りのように思われるが、卷第十三章の難解さを考えると、むしろ近道であると言える。筆者がこれまで、卷第十三章の問題を取り上げずに『形而上学』中核諸巻の研究を行ってきたのも、その戦略のゆえである。そして本稿において、この最大の問題に取り組むことになった。

(12) 「或るものの例として挙げられている動物は、結合体としての動物とも、あるいは形相としての動物とも考えらるべし¹³⁾。 Cf. Frede & Patzig, II, 1988, p. 243。しかし諸属性の基体としての「或るもの」としては、個別の実体（個別的な結合体）を考えたいがよいのだ¹⁴⁾。 Cf. David Bostock, *Aristotle's Metaphysics Books Z and H, Translated with a Commentary*, Oxford, 1994, pp. 190 - 191。

(13) Cf. Frede & Patzig, II, 1988, p. 243。この「基体」の用法の問題は、卷第三章における四候補の列挙との対応関係から考えれば、Frede & Patzig, II, 1988, pp. 242 - 243 には「それからなるもの」(Z13, 1038a3) をテキストから削除するといふ荒療治を行っている。しかしこれを削除している写本はないので、そのまま読むことにする。

(14) 質料は実体を構成する要素であって、実体ではない。また質料が、実体ではありえないことは、卷第三章において、質料が「**実体**」の**性**の**基準**。「[説明方式において] 離在¹⁵⁾の $\tau\omicron\ \chi\alpha\pi\iota\sigma\tau\omicron\upsilon\nu$ 」や「**或るもの**の $\tau\omicron\ \chi\alpha\pi\iota\sigma\tau\omicron\upsilon\nu$ 」(Z3, 1029a27 - 28) を満たさなければならない仕方によって示されている。

(15) $\tau\omicron\ \chi\alpha\pi\iota\sigma\tau\omicron\upsilon\nu$ の「言われる」を、アリストテレス自身の見解も他の人々の見解も含めてそう言われるという意味に解することを正当化するにあたって、卷第三章における「**実体**」の四つの候補の列挙を引き合いに出すこともできるだろう。その中で「**本質**」「**普遍**」「**類**」「**基体**」などの四つの候補は、**実体**「**ある**」**思われ**る($\delta\omicron\kappa\epsilon\tilde{\iota}\ \epsilon\tilde{\iota}\nu\alpha\iota$)」も $\tau\omicron\ \chi\alpha\pi\iota\sigma\tau\omicron\upsilon\nu$ である(Z3, 1028b34

-36)。巻第十三章では、「類」ではなく、「結合体」に言及されているが、巻第三章における四候補の列挙をアリストテレスが念頭に置いていた可能性は高い。「思われる」はアリストテレス自身の見解も他の人々の見解も含む言い方であると解することができるが、巻第十三章では「思われる」の代わりに「言われる」が、「思われる」という意味で用いられたのだと考えられる。

(16) Z13, 1038b16 - 23がその例である。『わびしいこと』本稿第五節において論じよう。

(17) 本節で取り上げる固有性の議論がその例である。『わびしいこと』で「普遍」は、多くのものに共通のものと特徴づけられているが、これは普遍的な形相にも種々類にもイテラにもあてはまる特徴である。また固有性の議論に続く一文(Z13, 1038b15 - 16)には、或る基体『存在論的』に述語づけられるものとこの特徴づけも見られる。Mary Louise Gill, 'Aristotle's Attack on Universals', *Oxford Studies in Ancient Philosophy* 20, 2001, pp. 240 - 241はこの特徴づけを、アリストテレスの言ひ普遍にもプラトン主義者の言ひ普遍にも共通するものとみなしているが、文字通りにはその特徴づけはアリストテレスの言ひ普遍にあてはまるものであると考えられる。ただしアリストテレスが、プラトンの言ひ普遍を自分自身の言葉で説明した結果、或る基体中存在論的に述語づけられるものという特徴づけになつてしまった、この可能性は捨てきれない。

(18) 『わ』の「思われる (éōke)」は Frede & Patzig, II, 1988, p. 245が指摘するように、'bokei'や'phōivetai'とは異なる。『思われる』と述べている者がその「思われる」内容を自分のものと認める場合に用いられる。「いかなる普遍も 実体ではない」という主張が普遍的な形相にはあてはまらないと言いたい解釈者たちは、この箇所の「思われる (éōke)」を、必ずしも自分のものではない見解を表明する表現と捉えることが出来る。 Cf. M. F. Burnyeat et al., 1979, pp. 126 - 127. したがって Frede & Patzig が指摘するように「思われる」という限定なくで「いかなる普遍も 実体ではない」ということが示される箇所 (Z13, 1038b35, Z16, 1041a4, H1, 1042a21 - 22) があることから判断して、問題の箇所の「思われる」はアリストテレス自身の見解を示す表現と解するべきである。

(19) W. D. Ross, *Aristotle's Metaphysics: A Revised Text with Introduction and Commentary*, II, Oxford, 1924に Werner Jaeger, *Aristotelis Metaphysica*, Oxford, 1957に τὸ ὅρα ἐκαστοῦ ἢ τὸς ἐκαστοῦ なく、E 一原本に於いた Frede & Patzig, II, 1988, pp. 251 - 252 の読み方をしよう。

(20) M. F. Burnyeat, et al., 1979, pp. 127 - 128に、普遍的な形相とある人間を、『わびしいこと』と特徴づけられてくる「普遍」と決めることはできないと考えている。これは、普遍的な形相が 実体 であることを救おうとする者の考え方である。しかし普遍的な形相がソクラテスにもその他の人々にも共通のものであることは事実であるから、それはやはり「共通のもの」としての「普遍」であると言えるであろう。

- (21) 「この普遍に関わる」における「関わる」の意味は、「普遍」が何を指すかによって変わってくる。「この普遍に関わる」は、「普遍」が種や類を指す場合、「この普遍のもとに包摂される」という意味になり、「普遍」がイデアを指す場合、「この普遍を分有する」という意味になり、「普遍」が普遍的な形相を指す場合、「この普遍が質料を限定する限りで内在する」という意味になると考えられる。
- (22) 「 α が β よりも γ よりもは」という理由は β が γ 。1038b12 - 15の解釈については Heinaman, 1980, pp. 72 - 74と、Ross に対する Woods の批判を参考にしつつ註文論じらる。Heinaman, 1980, p. 74と1038b12 - 15についての解釈を提示する際、「 α が β よりも γ よりもは(普遍)が(特定の) β のもの(実体)であることだから」とおける「 α が β よりも γ よりもは」というのは」と言い換えている。Bostock, 1994, p. 192も同様に理由と解している。
- (23) 「その普遍は、 X 以外の個別的実体の 実体 でもあることになり」という部分は重要である。これはテクストには明示されていないが、この部分がなければ、「 X と X 以外の個別的実体とは同一のものである」という不都合な帰結は出てこない。 Cf. Heinaman, 1980, p. 73.
- (24) 「 α において β 」とは、質料が β と γ と δ とである(6, 1016b32 - 33)。例えばソクラテスは、彼自身の質料をもっているので、 α において β と γ とである。しかしソクラテスとカリアスは、それぞれ別々の質料をもっているので、 α において β と γ とではない。「種(あるいは形相)において β 」とは、説明方式が β と γ と δ とである(1016b33)。例えばソクラテスとカリアスは「二足動物」という共通の説明方式をもっているので、種(あるいは形相)において β と γ とである。
- (25) 註(5)と註(8)を参照。
- (26) 註(9)を参照。
- (27) 例えば Lesher, 1971, pp. 169 - 178は、普遍的な形相を救おうとする解釈、個別的な形相を 実体 とみなす解釈、*analogia*の曖昧さを指摘して矛盾を回避する解釈のそれぞれを批判的に検討した結果、矛盾は解消できないという結論に達している。また天野正幸『ギリシャ哲学』、放送大学教育振興会、東京、一九九九年、二四五 - 二五〇頁は、固有性の議論の箇所を挙げて、個別的実体の形相が個別的なものであることを認めているが、個別的な形相は定義されないものであるわけではないと考え、定義の対象がいかなるものであるかについて考察している。また Gill, 2001, pp. 235 - 260は、固有性の議論以外の箇所におけるアリストテレスのいくつかの主張にも注意を払い、普遍的な形相も個別的な形相もその 実体 性が問題視されることになるという見解を提示している。そしてその問題が、卷第十三章の外、具体的には 卷第六章において解決される Gill の独特な「質料」と「形相」の理解のもとで、ことを明らかにしている。これらの解釈は、卷第十三章において個別的な形相が問題になっていることを認め

ているが、異なる試みもある。例えば渡辺邦夫「現実態(二) 『形而上学』 卷第十三章とその文脈」、茨城大学人文学部『茨城大学人文学部紀要人文学科論集』二二二号、一九八九年、一三七—一七二頁は、『形而上学』中核諸巻の文脈に照らしつつ、固有性の議論における「それぞれのもの」を個体と解さず、形相は個別的なものでも普遍的なものでもないという見解を提示している。

(28) 普遍的な結合体への言及がある。卷第十一章の一節(Ζ11, 1037a5-10)において、アリストテレスはまず普遍的な結合体而言及し、その後でソクラテスやコリスコスといった個別的実体に言及している。その際、彼らが個別的な形相と個別的な質料からなる個別的な結合体であることを明らかにしている。この言及の順序は、普遍的なものがそれ自体で存在するのではなくその基体が必要とするものであるということを示していると言えるだろう。

(29) アリストテレスは1037a28において「第一の 実体」として、定義の対象である魂を挙げている。1037a5でも、普遍的な結合体の形相である魂を「第一の 実体」と呼んでいる。

(30) この箇所は以下のとおりである。「第一の 実体 については定義がある(例えば人間には魂の説明方式がある)。というのもの(第一の) 実体 は個別的実体に」内在する形相(τὸ εἶδος, τὸ εἶναι) ことと質料からなるものは結合実体(ἡ συνολὴς... οὐσία)と言われるのだが、だからである、「Ζ11, 1037a28-30」で言われる「結合実体」は「普遍的な」という限定がないことから、個別的実体を指すものと考えられる。実際、すぐ後で「結合実体」という表現が用いられ、その例としてカリアスが挙げられていること(1037a32-33)、「この」の「結合実体」が個別的実体を指すものであることを示しているだろう。そうすると、「これと質料からなるもの」における「これ」は個別的な形相としての内在形相を指していることになる。しかし、「その(第一の) 実体 は(個別的実体に) 内在する形相」と言われていることが気にかかるだろう。定義の対象である「第一の 実体」は普遍的な形相を指すと考えられるが、アリストテレスはここでそれを個別的な形相ともみなしているのである。

(31) 註(14)を参照。

(32) 定義対象として離在しているものは、実質的には個別的な結合体に内在している。それゆえアリストテレスは、普遍的な形相を個別的な結合体に内在するものとみなしたのであると考えられる。個別的な形相はもちろん個別的な結合体に内在するものである。要するに、アリストテレスが普遍的な形相も個別的な形相も内在形相とみなすのは、内在形相を二つの異なる視点で捉えた結果であると言える。すなわち、一方で、個別的な結合体を或る種のものとして、例えば「二足動物」として、定義できるのはどうしてかという視点において、その定義対象として、「説明方式において離在しているもの」としての内在形相(普遍的な形相)を見出したのであり、他方で、普遍的な形相が必要とする存在論的基盤を明示するという視点において、普遍的な形相の基体として、個別

的な結合体の要素である内在形相（個別的な形相）を見出したのである。

- (33) Ross, 1924, p. 210によれば、以下に挙げる引用の最初の部分（しかしそれ「普遍ノ類」は、本質と同じように「実体」であること）ありえないが、それ（本質）のうちに含まれるのか）で、普遍は、本質とは異なる仕方であり、すなわち、本質のうちに含まれる要素であるという仕方であり、実体である、という提案がなされ、「そのするや、以下でアリストテレス自身が、普遍は定義されるものだといい、その提案に反論しているのだという。しかし「そのするや、以下で、その提案に見られる「本質のうちに含まれる要素である」ことの意味が、定義の要素であるということだと説明されているわけであり、「そのするや、以下で、その提案を行った者の発言であると考えるはずが自然である。この場合、1038b16-23の全体が、普遍の「実体」性を否定するアリストテレスに対する反論であるようになる。Hughes, 1979, p. 117, Bostock, 1994, pp. 195 - 197, Gill, 2001, pp. 238, 243 - 244, 1038b16-23の全体をアリストテレスに対する反論とみなしている。ただしそれ以降の箇所の解釈はそれぞれ異なる。
- (34) Jaeger, 1957, 1038b19の $\epsilon\sigma\tau\iota\sigma\iota\epsilon\iota\tau\alpha\iota$ を修正しているが、修正しなくとも全く問題はないので、そのまま読む。
- (35) この箇所の $\epsilon\sigma\tau\iota\sigma\iota\epsilon\iota\tau\alpha\iota$ は、動物のちひな普遍の説明方式を主語と $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ の意味による。 Cf. Frede & Patzig, II, 1988, p. 255, Bostock, 1994, p. 195.
- (36) この一文の読み方は $\alpha\epsilon\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ Ross, 1924, 1038b19, $\epsilon\iota\delta\epsilon\iota$ を読まなく、Jaeger, 1957, $\epsilon\iota\delta\epsilon\iota$ を削除している。 Frede & Patzig, I, 1988, $\epsilon\iota\delta\epsilon\iota$ $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ を削除している。 Bostock, 1994, 1038b19, その訳を見る。 Ross は $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ Gill, 2001, p. 238, $\epsilon\iota\delta\epsilon\iota$ $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ を読んでいる。筆者も $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ であるが、 $\epsilon\iota\delta\epsilon\iota$ の指すものについて解釈が異なる（Gill は「動物」を指すと解釈している）。
- (37) 卷第十三章のそれまでの内容を正しく把握していれば、「実体」と「本質」がいずれも個別的な形相を指すことを理解できただろうが、プラトン主義者はそこまで正確に内容を把握していなかったようである。というのも彼らは「本質」の例として、定義の対象である人間や馬を挙げているからである。あるいはもし彼が普遍的な形相というものを理解していなかったとしたら、「本質」の例として、定義の対象である種としての人間や馬を考えていることになるだろう。このことは、彼が定義の対象としての普遍的な形相を知っているものとして考えていくことが出来る。
- (38) アリストテレスは $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ 1038b23-29 にも $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ 実体 がいくつかの要素からなっているものであるとすれば、この前提のもとで、実体 は非実体カテゴリーのものでなく実体カテゴリーのものからなっているのだけならばならぬことを示す。これは先のプラトン主義者による反論を補強するものと考えられる。 Cf. Bostock, 1994, pp. 194 - 195. じれと異なる解釈 $\mu\epsilon\lambda\epsilon\mu\epsilon\iota\alpha\iota$ 実体の要素としての動物がアリストテレスの見解では非実体カテゴリーのもの、「このちひな」も、 $\tau\omicron\mu\omicron\tau\omicron\mu\omicron$ 相当するということ前提

を立てて1038b23 - 29の内容を捉え、この箇所をプラトン主義者による反論に対するアリストテレスの再反論とみなす解釈もある。
Cf. Gill, 2001, pp. 244 - 245.

(39) その際アリストテレスは、個々の動物とは別の動物（イデア）は存在しない（Z13, 1038b33）と付け加えているが、このことは先の反論がプラトン主義者によるものであることを示していると言えるだろう。

(40) この問題については、拙稿「本質と現実性 『形而上学』 巻第6章における一性の問題」、『日本西洋古典学会』『西洋古典学研究』 四九、二〇〇一年、三九 - 四九頁において論じた。